

第4委員協議会報告資料

屋外広告物規格基準等の見直しについて

平成27年10月14日

住 宅 都 市 局

福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(素案)

＜市民意見募集＞

【概要版】

平成 27 年 10 月

福岡市住宅都市局
都市づくり推進部都市景観室

市民意見を募集します！

【福岡市屋外広告物 規格基準等の見直し(素案)】

●意見募集期間

平成27年10月26日(月)から 平成27年11月25日(水)まで

■配布資料

- (1) 福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(素案)【概要版】
- (2) 福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(素案) (3) 意見提出用紙

■資料の閲覧・配布場所

- (1) 住宅都市局都市づくり推進部都市景観室(福岡市役所4階)
- (2) 情報プラザ(福岡市役所1階) (3) 情報公開室(福岡市役所2階)
- (4) 各区役所情報コーナー (5) 入部出張所
- (6) 西部出張所 (7) 福岡市ホームページ(www.city.fukuoka.lg.jp)

■意見の提出方法

様式は自由ですが、必ず氏名、住所等を明記のうえ、『郵送』『ファクシミリ』『電子メール』『持参』のいずれかにより、下記「意見の提出先」まで提出してください。

■意見の提出先

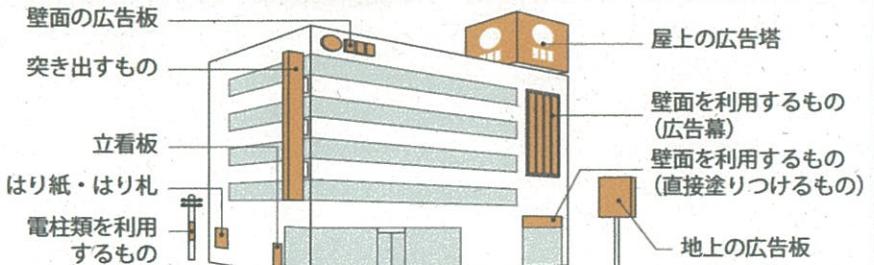
- 【1】郵送 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
福岡市住宅都市局都市景観室 宛
- 【2】ファクシミリ 092-733-5590 福岡市住宅都市局都市景観室 宛
- 【3】電子メール keikan.PHB@city.fukuoka.lg.jp
- 【4】持参 上記「4資料の閲覧・配布場所」へ提出してください。

*お寄せいただいたご意見については、ご意見の概要及びご意見に対する市の考え方を、市のホームページ等で公表することとし、個別には回答致しませんので、予めご了承ください。なお、個人情報については非公開情報として厳正に取り扱い、本件の目的以外には使用しません。

屋外広告物条例の目的

- 良好的な景観の形成
- 風致の維持
- 公衆に対する危害防止

屋外広告物の主な種別の事例



屋外広告物規格基準等見直しのスケジュール

平成27年度

6月	8月	9月	10月	12月	2月	3月	周知期間	規則・告示の規格改正	条例等施行
市議会第4委員会報告	屋外広告物審議会(第23回)	屋外広告物審議会(第24回)	市議会第4委員会報告 パブリックコメント	市議会第4委員会報告	屋外広告物審議会(第25回)	屋外広告物改正公告			

【今回】

I 見直しの背景

《1 屋外広告物の役割》

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつであり、市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じることができるように、周辺との調和に配慮する必要があります。

《2 これまでの取組み》

昭和47年に「福岡市屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めてきました。平成24年には、都市景観賞に屋外広告物部門を設け、優良な屋外広告物の普及などに取り組んできました。

また、業界団体でも保険制度の創設、「屋外広告士試験」の開始など、屋外広告物に関する知識や制度の普及啓発に努め、良好な景観の形成に取り組んでいます。

《3 見直しの背景と課題》

- (1) 壁面利用広告物は建物規模に関わらず一律となっており広告効果の検討が必要である。
- (2) LEDビジョンによる交通安全上の視認性低下など新たな広告媒体に対応した基準がない。
- (3) 全市一律の規格基準となっているため、掲出規模が地域の特性に適応していない。
- (4) 広告物の落下による公衆への危害などに対応した広告物管理の責任が明確でない。など

II 見直しの方向性

福岡市は住みやすい都市として国際的にも評価されており、そのなかで景観に対する取り組みや屋外広告物が果たす役割は大変重要であり、これを十分に配慮したうえで安全・安心なまちづくり、より良い景観づくりに活かしていくことが求められています。

これまでの取組みや課題等を踏まえ、下記の方向性のもと屋外広告物を設置する際の規格基準等を見直すこととします。

福岡の街を魅力的でより美しく、
安全・安心で快適に住みやすくするために

見直しの方向性

地域特性に応じたにぎわいの創出と周辺との調和

公衆に対する危害の防止

屋外広告物規格基準等の見直しの項目

1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し

- (1) 地域特性等に応じた地域区分の設定
- (2) 地域区分に対応した規格基準の見直し

2 地域景観の魅力向上

- (1) 特定地区(緩和・強化)を定める規定の追加

3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】

- (1) 発光可変表示式広告物
- (2) 福岡高速道路における規制
- (3) 電車又は自動車の外側を利用するもの

4 役割等の明確化

- (1) 市等の責務
- (2) 管理者要件
- (3) 広告主等の氏名等の公表

5 現行規格の変更

- (1) 許可申請が不要な自家用広告物

III 屋外広告物規格基準等の見直し

1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し

全市一律の規格基準について、都心部、商業・沿道、住居、自然等の地域特性や周辺環境との調和等に配慮して地域区分を設定し、その地域ごとに応じた規格基準に見直します。

新たに設定した地域区分及び規格基準【地域別一覧表】

		都心部・空港地域	商業・沿道系地域	住居系地域	自然・低層住居系地域	
現行規格基準		【景観誘導の考え方】現行の規格基準を基本としつつ、建物大型化への対応を図るとともに、歩行者の安全性の向上を図ります。(歩行者の安全性の向上については全地域共通)		【景観誘導の考え方】現行の規格基準を基本としつつ、沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、建物大型化への対応を図ることとあわせ、屋上や地上設置広告物について面積基準等を定めます。		
屋上設置広告物	高さ(※3)	建物高さの2/3以下	建物高さの2/3以下	建物高さの2/3以下	建物高さの1/2以下	
	総面積	—	—	50m以内	20m以内	
地上設置広告物	高さ 面積 (1個あたり)	高さ 面積 10m以下 50m以内 10~30m —	高さ 面積 10m以下 50m以内 10~30m —	高さ 面積 20m以下 50m以内 10m以下 20m以内	高さ 面積 6m以下 10m以内	
壁面設置広告物	面積 (1面あたり)	[広告板] 壁面面積の1/3以内かつ50m以内 ①壁面面積1,000m未満: 壁面面積の1/3以内かつ50m以内 ②壁面面積1,000m以上: 壁面面積の1/20以内	[広告板] 壁面面積の1/3以内かつ50m以内 ①壁面面積1,000m未満: 壁面面積の1/3以内かつ50m以内 ②壁面面積1,000m以上: 壁面面積の1/20以内	壁面面積の1/3以内かつ20m以内	壁面面積の1/3以内かつ10m以内	
	[全ての広告物]	壁面面積の1/3以内				
突出広告物	出幅	道路境界線から0.8m以内 (歩道上1.0m以内)	建物壁面より1.5m以内かつ道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)			
	地上から下端までの高さ	路面から4.5m以上 (歩道上2.5m以上)	路面から4.5m以上(歩道上:2.5m以上) 民地内:2.5m以上			
	面積 (1個あたり)	—	20m以内	20m以内	10m以内	10m以内
各地域共通	○広告物(地上設置広告物、突出広告物)の下が通行可能な場合には、広告物の下端の高さは、路面又は地盤面から2.5m以上とする。 ○屋外広告物を表示、設置する際には、視覚障がい者誘導用床材との離隔を十分確保し、視覚障がい者が安全に通行することができるよう配慮する。					

〔凡例〕赤文字:現行基準を緩和/青文字:現行基準を強化

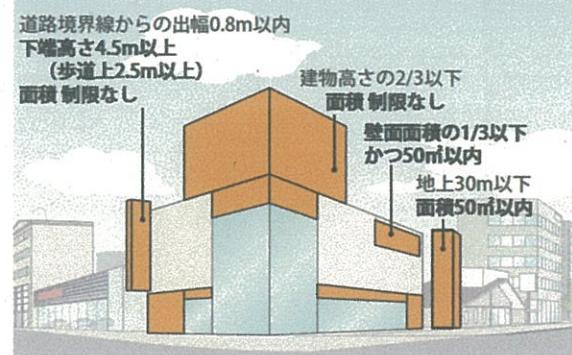
*1 市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた区域。

*2 市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘査して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等の開発・建築許可を受けた場合に適用。

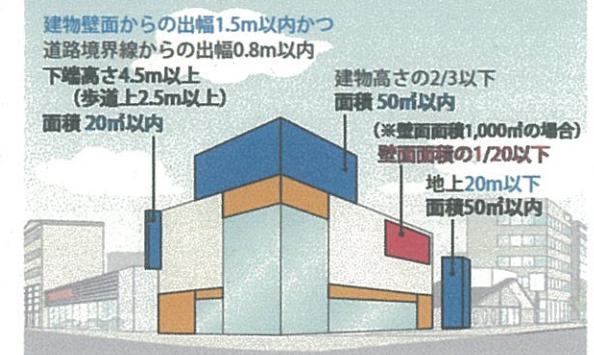
*3 屋上設置広告物の地上から上端までの高さは、51m以下。

規格基準見直しイメージ(例:商業・沿道系地域)

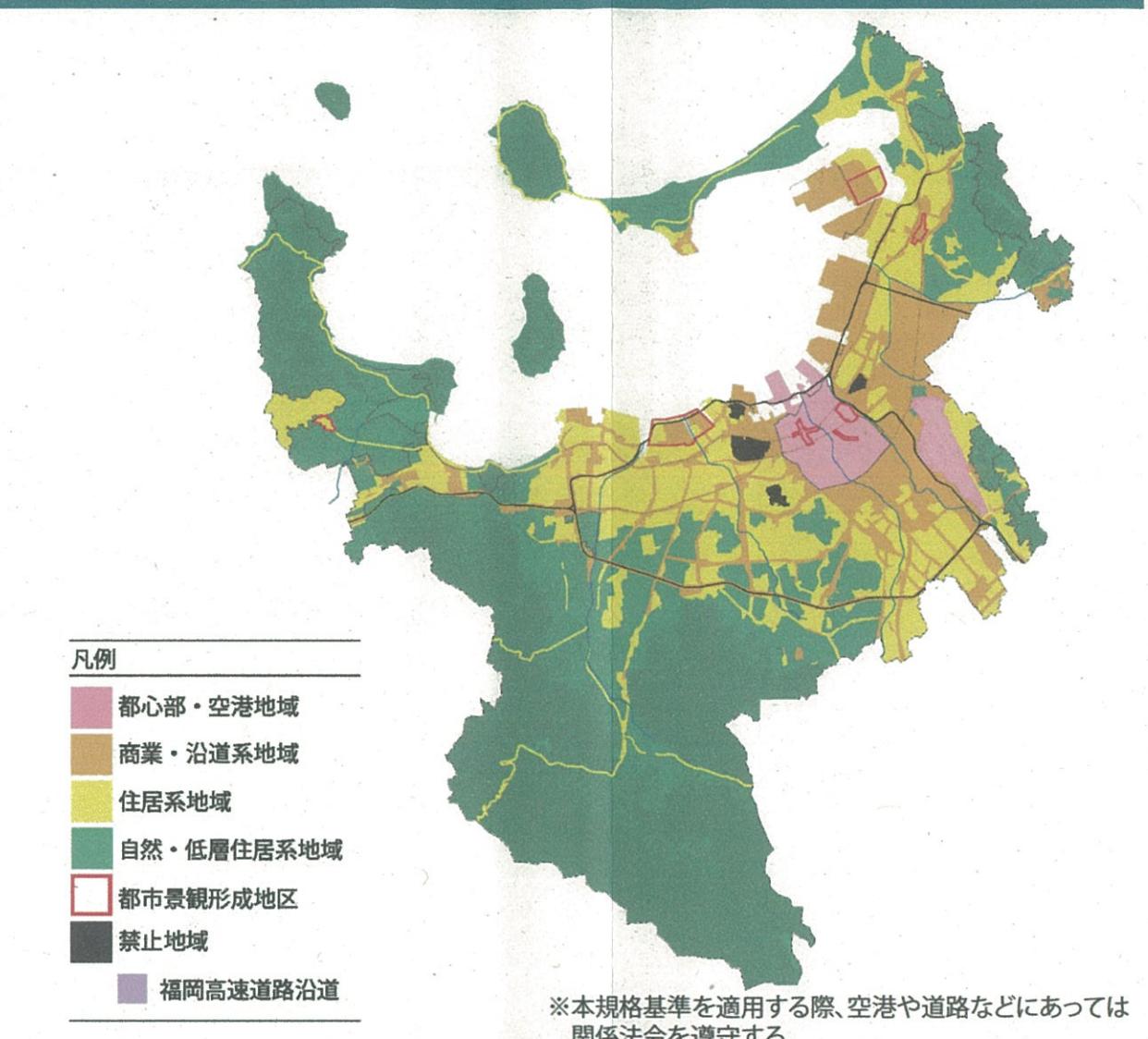
【現行】



【見直し後】



改正 屋外広告物地域区分図



2 地域景観の魅力向上【特定(緩和・強化)地区を定める規定の追加】

今後のまちづくりの進捗や市民の機運の高まりに合わせ、屋外広告物に関するルール等を緩和あるいは強化する地区を定めることができるよう、条例等にあらかじめ規定を定めます。

■広告物活用地区(仮称)

繁華街や人々を誘導して賑やかさを演出する場合において、その地区や街並みの魅力・活力を維持・向上させる役割を果たす広告物について、市が地区を限定して一定の規制緩和を行うことができるよう定めるもの。

■景観保全型広告整備地区(仮称)

歴史的・伝統的な街並みや観光地等特に良好な景観の形成を積極的に推進していく必要性の高い地区について、良好な広告物又は掲出物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域として指定することができるよう定めるもの。

■広告物協定地区(仮称)

良好な景観の形成や風致の維持を図るために、地域住民等による自主的なルールとして屋外広告物の表示、設置について、位置や形状、面積、色彩等を定め、これを市が認定することにより公的な位置づけを与えることができるよう定めるもの。

3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】

(1) 発光可変表示式広告物

眩しさから信号機や道路標識類の視認性が損なわれたり、運転者の注意散漫を招くなど、交通安全上の支障となることが懸念されることから、設置する地域や場所等に制限を設けます。

発光可変表示式広告物

■地域特性への配慮：

「都心部・空港地域」や「商業・沿道系地域」では、にぎわい創出を損なわないよう交差点付近を除いて設置可とし、「住居系地域」及び「自然・低層住居系地域」では良好な自然環境や住環境の保全に務めるべく設置禁止とする。

都心部・空港地域 沿道・商業系地域 のみ

■性能・表現に関する基準：

- 輝度(※)は周辺環境に配慮したものにすること
- 点滅速度などは緩やかにすること

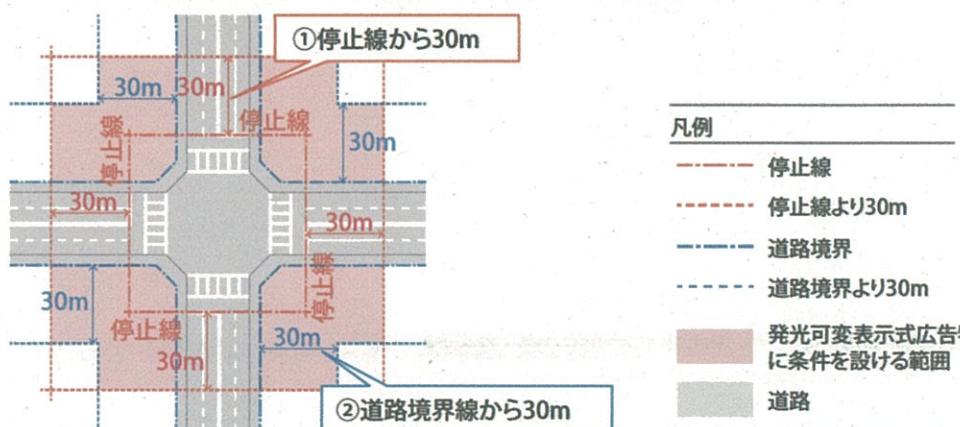
※表示(画面)の輝度については、内容が変化すること、設置される周辺の環境に影響を受けることなどから、定量的規制は困難。

■道路交通安全への配慮：

交差点部では、屋上設置、地上設置、壁面設置のいずれの形式も設置条件を設ける。

<条件を設ける交差点の範囲>

2以上の道路(片側2車線以上で合計4車線以上のものに限る)が交わる交差点のうち、信号機を有するもので、下図に示す範囲は発光可変表示式広告物の高さや面積に条件を設ける。



<交差点部における高さ>

表示の下端高さは信号機の高さを下回らないよう地上10m以上とする。

(2) 福岡高速道路等における規制

ドライバーの眩しさや注意散漫を誘発するような屋外広告物は、高速で走行する路線では一瞬の油断が重大な事故につながる恐れがあることから、設置禁止範囲を定め、一般広告物(第三者広告物)及び発光可変表示式広告物を設置禁止とします。

福岡高速道路沿道で広告物の設置を禁止する範囲

一般広告物(自家用広告物以外の第三者広告物)及び発光可変表示式広告物は、福岡高速道路及び西九州自動車道から眺望できないものを除き、各道路縁より両側50mかつ路面高さ以上の範囲への設置を禁止する。

(3) 電車又は自動車の外面を利用するもの

発光可変表示装置、蛍光、反射効果等を表示してはいけない規定が、定期路線バスのみの適用となっていることから、すべての電車又は自動車に表示できないよう現行規定を見直します。

電車又は自動車の外面を利用するもの

- すべての電車又は自動車について、発光可変表示装置、蛍光、反射効果等を用いた表示を禁止する。

4 役割り等の明確化

(1) 市等の責務

屋外広告物が条例に適合して表示、設置され、かつ適正に管理が行われるよう、「市」「広告主」「屋外広告業者等」「施設管理者の責務」「市民」それぞれの責務を明らかにします。

(2) 屋外広告物の管理者の要件

屋外広告物を良好な状態に保持しておくために、補修その他の必要な管理を行う必要があるが、広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気などの専門的な知識が要求されることから、管理者には広告物の規模等に応じて資格を有していることを求めるものとします。

(3) 広告主等の氏名等の公表

許可申請を行わずに広告物を設置したり基準に適合しない広告物を設置するなどの悪質な条例違反があった場合には広告主の氏名等(発注する者の責任として)を公表するものとします。

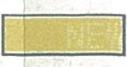
5 現行規格の変更

自家用であっても許可が必要な広告物

表示面積に関わらず許可申請の対象とするもの



<発光可変表示式広告物>



<電光ニュース>



<ネオンサイン>

- これまで許可が必要であった自家用広告物の一部について許可不要とするもの。

○広告塔 ○アドバルーン ○アーチ ○概要式広告塔